

中国深圳大学 友好協力二十周年に捧げる
日本熊本学園大学



中日経済社会 問題の研究

深圳大学中国经济特区研究センター 連合課題チーム
熊本学園大学附属海外事情研究所



社会科学文献出版社
SOCIAL SCIENCES ACADEMIC PRESS (CHINA)

ISBN 978-7-80230-838-1/F · 192

定价: 89.00元

图书在版编目(CIP)数据

中日经济社会问题研究/深圳大学中国经济特区研究中心,
熊本学园大学附属海外事情研究所联合课题组著.

-北京:社会科学文献出版社,2007.10

ISBN 978-7-80230-838-1

I. 中… II. ①深… ②熊… III. ①经济发展—研究—中国
②社会问题—研究—中国③经济发展—研究—日本 ④社会问题—
研究—日本 IV. F12 F131.3

中国版本图书馆CIP数据核字(2007)第153195号

中日经济社会问题研究

著 者 / 深圳大学中国经济特区研究中心 联合课题组
熊本学园大学附属海外事情研究所

出 版 人 / 谢寿光

出 版 者 / 社会科学文献出版社

地 址 / 北京市东城区先晓胡同10号

邮政编码 / 100005

网 址 / <http://www.ssap.com.cn>

网站支持 / (010) 65269967

责任部门 / 财经与管理图书事业部 (010) 65286768

电子信箱 / caijingbu@ssap.cn

项目负责 / 周 丽

责任编辑 / 方 明

责任校对 / 陆 辉

责任印制 / 盖永东

总 经 销 / 社会科学文献出版社发行部

(010) 65139961 65139963

经 销 / 各地书店

读者服务 / 市场部 (010) 65285539

排 版 / 北京金若龙文化公司

印 刷 / 三河市尚艺印装有限公司

开 本 / 787 × 1092 毫米 1/16

印 张 / 38.75

插图印张 / 1.25

字 数 / 694 千字

版 次 / 2007年10月第1版

印 次 / 2007年10月第1次印刷

书 号 / ISBN 978-7-80230-838-1/F·192

定 价 / 89.00 元

本书如有破损、缺页、装订错误,
请与本社市场部联系更换



版权所有 翻印必究

中国深圳大学
日本熊本学園大学 友好協力二十周年に捧げる

中日経済社会 問題の研究

深圳大学中国経済特区研究センター
熊本学園大学附属海外事情研究所 連合課題チーム

 社会科学文献出版社
SOCIAL SCIENCES ACADEMIC PRESS(CHINA)

御 挨 拶

いま、我々の目の前にあるこの本は普通の著作ではありません。これは国際的な学术交流と協力の成果であり、日中両国の学者が2年にわたって研鑽を重ねた集大成なのです。2年前、中国の深圳大学と日本の熊本学園大学の教授たちは「日中経済社会問題の研究」という研究組織を立ち上げました。両国の金融体制・産業構造・社会保障・政治制度の4方面に重点を置き、まずそれぞれで調査研究を進め、研究報告を提出し、その後、日中双方の研究者たちが交流し更に調査研究を重ね、最後に書物にまとめ、両国で出版したのです。

本書のポイントは次の四点になります：(1) 金融体制の面では、両国の金融改革の過程をたどり、その経験をまとめて、今後解決すべき問題を指摘しています、例えば、金融におけるマクロコントロール、金融市場の構造、金融における不良資産、金融システムの効率などです。それらを踏まえて、金融改革を更に進めていくための方向性を提案しています。(2) 産業構造の面では、中国側は主に深圳を例にして、産業構造の発展過程、調整および今後の戦略を詳述しています。日本側は日本の産業効率、製造業の日本国内への回帰、産業国際化にともなう問題等を中心に紹介しています。(3) 社会保障の面では、中国側は深圳を例に挙げ、深圳における社会保障制度、特に年金保険と医療保険の制度について深く研究しています。日本側は主に社会福祉、高齢者に対する保障制度、医療保険制度などについて詳述しています。(4) 政治制度の面では、中国側は政治体制、民主選挙について論述しています。日本側は主に地方分権改革の動向について論証しています。

本書の特徴そして創見と言えは次の点になるでしょう；ユニークな内容、両国にまたがるテーマで、重要なポイントを明らかにし、両国の実情をよくとらえている点、「比較をするから評価ができる」という手法のもと、論旨も明確、資料も正確、豊富なデータとわかりやすい文章で、日中両国の経済そして政治における改革の状況をしっかりと示している点、両国が政治および経済の改革を更におし進めていく上で、理論面・実践面への有益なヒントを与えている点です。本書は両国をつなぐ学术交流の貴重な成果であり、的確な指摘と大胆な展望が盛り込まれています。

ここで強調しておきたいことがあります。それは、本書は最新の研究成果なのですが、この20年来の日中間における学术交流の流れと今後も続くであろう密接な関係をも反映しているということです。今を去る20年前、すなわち1987年、日中間の恒久的な友好親善関係を促進し、大学同士の学术交流を推進するため、平等互惠の原則に基づき、当時の深圳大学特区港澳経済研究所と日本の熊本学園大学附属海外事情研究所は「学术交流協定」を締結しました。その内容は、(1) 相互の学术交流を共同で推進する；(2) 研究資料や刊行物を相互交換する；(3) 双方ともに重視する学術領域と課題について共同研究と調査を行う；(4) 共同調査の研究成果は双方とも発表、発行する、というものです。

その後の20年間、双方は頻繁に往来・交流しました。1988年、1989年、1990年、1991年、1992年、1993年、1995年、1996年、1997年、1998年、2002年、2003年、2005年、2006年の計14年は実績があり、数々の成果をあげました。この間、特に2003年の後半からですが、当時深圳大学中国経済特区研究センターの主任だった私は、長年の友人である日本・熊本学園大学海外事情研究所所長の香川正俊先生と一緒に、日中間の共同研究プロジェクトを設立する可能性を模索しました。お互いの数度にわたる討論・協議を経て、「日中経済社会問題の研究」という研究プロジェクトを設立することを決めました、(プロジェクト内に)政治・金融・産業・社会保障の4グループを作り、各グループは両大学の教授陣、具体的には中国側9名、日本側10名の、計19名で構成することになったのです。この件は提案するや、すぐに両大学の学長による格別の配慮と力強い支持を得ました。熊本学園大学学長の坂本正先生は直ちに協定草案を理事会に提出し、その上、説明すれば必ず「納得」してもらえる、「このプロジェクトは更にすばらしい成果を生み出す」こ

とを信じて疑わないと述べられました。深圳大学学長の章必功先生はすぐに、まず我々で調査研究班を組織し、日本へ視察に行くよう指示を与えて下さいました。

このプロジェクトで特筆すべきことがあります、2006年9月中国側は9名の訪問団を結成して熊本学大学園を訪問し、滞在中、日本側と真剣で活発な議論を行ないました。また、各グループ内でそれぞれ専門班を組織し、日本共産党熊本県委員会、日本銀行熊本支店、熊本県健康福祉部および商工観光労働部、熊本市健康福祉局および市民生活局などを見学し、調査研究を進めました。さらに熊本市長にもインタビューを行ないました。その後、同年11月、日本側訪問団10名が深圳を訪れ、同様に活発な議論を行ないました。また、各グループでそれぞれ月亮湾片区の人民代表大会会議事務所、深圳市塩田区役所および社会保障局、招商银行本店、オリンパス工業有限公司（Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd.）などを訪問調査しました。更に、中国共産党深圳市委員会を訪れ、宣伝部副部長と懇談しました。

一衣帯水の中国と日本。2000年以上続く交流は、非常に緊密で、代々受け継がれ、悠久の歴史を有しています。両国の人々は交流を通じ、相手から学び、相手を手本としながら、密接な友好関係を創り上げ、親密な友情を育んできました。第二次世界大戦後60年余りの間にも、日中関係は様々な紆余曲折がありましたが、一つ一つの困難を克服していく中で、更なる前進・発展を続けています。今再び歴史を振り返ると、我々両国民とも次のように実感すると思います；両国の「平和共存、世代友好、互惠協力、共同发展」が国家の将来そして人々の幸福に関わり、日中友好を更に堅固にするためには国民同士の親近感を育てていくことが重要である。正にこの主旨に基づき、我々両大学は、プロジェクトを立ち上げ、共同で課題に取り組み、同等の立場で交流を深め、最終的にこの一冊——このすばらしい成果にまとめたのです。

今年は日中国交正常化35周年です。さらに我々にとっては深圳大学と熊本学園大学との「学术交流協定書」調印20周年でもあります。この場を借りまして、中国側研究グループの責任者として、日本熊本学園大学附属海外事情研究所の香川正俊所長を初めとする日本側グループ9名の研究者、及び中国側グループ9名の研究者、彼らのプロジェクト進行中における熱心で勤勉な仕事に深く敬意を表します。また、熊本学園大学の坂本正

学長、深圳大学の章必功学長お二人からの格別の配慮と力強い支持に、そしてその他すべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

これからも我々両大学が末長く友情を保ち、協力関係を更に発展させ、引き続き日中両国の学術交流に貢献できることを願っております。

「日中経済社会問題の研究」グループの責任者
深圳大学中国経済特区研究センター元主任、教授、博士指導教官

曹龍騎

2007 年 4 月 29 日

挨 拶 文

2007 年は、熊本学園大学附属海外事情研究所と深圳大学中国経済特区研究センター（当時：特区経済研究所）との学術交流協定締結（1987 年 6 月）20 周年に当たる。この節目に両研究所間初の共同プロジェクトの成果が、日中両国において書籍出版の形で発表されることは、今後の交流を一層発展させる上で意義深い事柄であると考ええる。

20 年にわたる両研究所間の学術交流は、表敬訪問や所員間の小規模な共同調査等を除けば、所員個々の研究助成やシンポジウム・研究会への参加程度にとどまっていた。

今回の共同プロジェクトは研究所間の正式な学術交流であり、各大学及び関係機関の全面的支援を受け、十分な研究費と双方の参加者が自覚を持ち、調査と活発な討論を通して行った初の研究事業に他ならない。

2008 年は北京オリンピックが開催され、日中平和友好条約締結 30 周年の年でもある。2007 年 2 月末の上海発世界同時株安の衝撃は、中国が世界に及ぼす強大な影響力を見せつけた。また中国国内では都市と農村部との格差、汚職・腐敗、社会保障問題等様々な諸矛盾の解決を迫られている。一方日本では長く不況が続き、新自由主義的政策が進められる中で、効率や営利性が強調される反面、安全性が阻害され格差社会が生まれている。中国と日本は既に経済的・政治的に大きな関わり合いを持っているが、今後はお互いの経験を交換しながら一層親密に進展させていく必要がある。とりわけ九州は中国と地理的に近接しており、投資も盛んに行われている。従って、熊本学園大学附属海外事情研究所が協定を締結する深圳大学中国経済特区研究センターと共同で、重要な一部の分野を対象に日中の比

較研究を行うことは、単に両研究所のみならず、地域の国際化にも大きなメリットになる筈である。共同研究プロジェクトはこのような背景を前提になされた。

共同プロジェクトを立ち上げたいという私の願望は以前からあり、2003年後半には長年の友人である曹龍騏中国经济特区研究センター当時の主任と一緒に可能性を模索していた。2004年以降の新所長選挙では私の「公約」の1つに掲げ、所長就任後は双方の懸案事項を解決するため、05年9月の訪中で1987年の学术交流協定改定を行い、いくつかの前提条件が解決された。その後、現在副主任の親友、袁易明氏を含めてプロジェクトに係わる打ち合わせを進め、2005年4月から2カ年の共同研究が開始されたのである。統一論題は「日中経済社会問題の研究」であり、双方が関心を持つ政治、金融、産業、社会保障の4部門にわけ、各分野の専門家で構成した。中国側の参加人数は後に親友となった深圳大学当代政治研究所の黄衛平所長等を含め最終的に9人、日本側も学長を含む実質9名である。また、中国側は中国に係わる研究を、日本側は日本あるいは中国以外の国や地域に係わる研究を担当するという役割分担を定め、年次別計画として2005年度は調査・研究、2006年度は双方共に成果を発表して評論・討議を行い、加筆修正を通して完成原稿を作成することとした。

大きなイベントを挙げれば、2006年9月には中国側が来熊して活発な研究発表を行い、活気溢れる討議がなされた。その後、各部ごとに分かれて日本共産党熊本県委員会、日本銀行熊本支店、熊本県健康福祉部及び商工観光労働部、熊本市社会福祉部、公聴課を訪れて調査し、市長表敬が行われた。これに対し日本側は同年11月、深圳市において各部門にわかれて研究発表をなし、同様に活発な論議が展開された。調査先は月亮湾片区人大代表工作駅、深圳市塩田区政府及び社会保障局、招商銀行本店、奧林巴斯工業有限公司等であり、中国共産党深圳市宣伝部副部長との懇談も設定されていた。

現在、日中関係も新しい段階への跳躍を余儀なくされている。両国間の政治的・文化的な溝はまだ大きいが、そのような中での学术交流促進は非常に重要であろう。日本と中国の大学間・研究所間の交流は進んでいるし、中国の学者を包含した日本国内での出版事例も数多く存在する。けれども、共同プロジェクトの実施となると単なる距離的関係のみならず、文化的な相違が障壁となって様々な問題が俎上する。従って数年にわたる共同研究は簡単ではないし、成果発表に際し、両国での書籍出版事例はそれ

程多くないと思われる。我々の研究成果は微々たるものであり、今後は一層奥深い共同研究が求められる。とはいえ友情に基づく相互信頼と情熱は何事にも勝る。学术交流のあり方に我々が投じた一石の波紋が大きいことを願うものである。

末筆で恐縮ながら、本プロジェクトに参加された海外事情研究所の優れた研究者に成り代わり、曹龍騏教授と袁易明副主任、黄衛平所長をはじめ中国側研究者の方々に敬意を表したい。そして両大学・学長や事務関係者の御協力に心から感謝すると共に、共同研究のため、貴重な時間を費やして頂いた行政・企業等に改めて御礼申し上げる次第である。

2007 年 4 月 30 日

熊本学園大学付属海外事情研究所所長 香川正俊

目 录

C O N T E N T S

中国における金融体制改革：回顧と展望	1
第一節 中国金融体制改革的過程	1
第二節 中国金融体制改革における成果	8
第三節 中国金融体制改革的経験	11
第四節 中国の金融改革にあたって、なお解決を要する問題	14
第五節 金融体制改革が直面している課題	18
第六節 未来の金融体制改革に向けての考え方	24
 中国発達地区におけるの産業発展と構造調査	41
第一節 前書き：中国改革開放以来の産業構造調整	42
第二節 深圳産業構造の進化と評価	45
第三節 深圳産業構造有効性の分析	68
第四節 深圳産業構造の選択と未来発展傾向	78
 深圳社会保険制度研究	93
要 旨	93
第一節 深圳社会保険制度	96
第二節 深圳養老保険制度現状研究	100
第三節 深圳医療保険制度現状研究	107
 中国当面の行政区画体制改革及び行方	119
第一節 中国行政区画变革の簡単回顧	120
第二節 中国現行行政区画体制及び改革の焦点問題	122

第三節 中国当面の行政区画の改革態勢	130
第四節 中国行政区画改革の行方	137
市場規律と不良債権問題	144
第一節 金融革新とグローバリゼーション	144
第二節 金融革新と金融行政	146
第三節 市場規律と公的資金注入問題	163
第四節 金融危機と金融行政の強化	167
現代日本における地方制度改革の動向	170
はじめに	170
第一節 国と地方の役割分担の現状	171
第二節 市町村合併	177
第三節 道州制	187
おわりに	194
モノづくりの日本回帰に関する検討	196
はじめに	196
第一節 日本回帰といわれる現象	197
第二節 日本回帰といわれる現象の原因	200
第三節 日本回帰に関する理論分析	203
第四節 中国から見る日本回帰の現実可能性	212
おわりに	217
日本経済の成長・発展と産業間格差	219
第一節 はじめに	219
第二節 経済成長・発展の要因	220
第三節 産業構造の変化とその特徴	223
第四節 日本産業の格差：要因と推定	229
第五節 日本産業における成長・衰退の要因分析	231
第六節 構造問題としての「資源配分の歪み問題」	237

第七節 経済政策課題と新しい政策	241
おわりに	244
日本における地方自治体の会計改革	247
第一節 夕張市の倒産が投げかけた問題	247
第二節 雲南市の財政状況の説明	248
第三節 バランスシートによる分析	249
第四節 バランスシートの必要性	252
第五節 キャッシュ・フロー計算書と行政コスト 計算書の役割	254
第六節 地方財政の危機は、自治体会計システムの危機	259
第七節 未解決の問題	260
第八節 地方会計改革の課題―「四つの財務諸表」の導入	264
中国のWTO 加盟と世界市場構造	267
はじめに	267
第一節 レーガノミクスの破綻とアメリカ主導の 通貨・通商改革	270
第二節 「1984 年通商・関税法」第三編「国際貿易・投資法」 の認識と政策論理	272
第三節 GATT/ウルグァイ・ラウンドとWTO（世界貿易機構）	274
第四節 WTOにとっての中国加盟―「WTOプラス」条件の 国際規律逸脱	276
第五節 中国にとってのWTO 加盟―現代世界市場の構造と 中国貿易	281
おわりに	287
中国深圳市における地域福祉の現状と課題	288
はじめに	288
第一節 深圳経済特区の現況	289
第二節 塩田地区における社区居民委員会	290

中国における金融体制改革： 回顧と展望^{*}

論文概要：本論文は、1979年以来の金融体制改革について、その目に見える表面的な部分と、表面的には見えにくい本質的な部分の二つの角度から分析している。一連の改革の成果と経験を総括するとともに、必ず解決しなければならない問題点、および目下直面している各種の問題点を指摘することを試みる。また、同時に将来における中国金融体制改革について、その基本的な考え方についても触れる。それらの記述を通して、中国金融体制改革について、全体像を明らかにするとともに、その将来像を展望する信頼性ある研究資料を提供し、併せて我々による参考意見も提起した。

第一節 中国金融体制改革的過程

1979年以前における、中国金融体制は明らかに抑圧的特徴を帯びていた。すなわち、(1) その金融体制において、「巨大な全国的統一体制」による単一銀行制をとっていた。(2) また金融における「信用」は、形式上銀行に全て集中させることが強調され、商業信用、国家信用、消費信用、株式信用、貸付信用、国際信用等の形式は、厳格に禁止されるか、または制限されていた。(3) また融資方式においては、間接融資方式のみ存在し、直接融資方式は、全く存在しなかった。(4) 金融管理方式において

^{*} 郭茂佳、曹龍驥：深セン大学経済特区研究センター。

は、直接コントロールが強調され、そのコントロール方法は、国家によって示される計画指標と行政命令によっていた。(5) 金融資産の価格体系においては、全く一種類の利率のみが存在し、その利率の変動も市場における資金需要が考慮されることは、非常に少なかった。(6) 金融界においては、長期にわたって鎖国が行われ、資本の国境を越えての流動は厳格に制限されていた。

中国においては、1979 年より、これら「一つの銀行、一つの信用体系、一つの市場、一つの管理方式、一つの価格体系、一つの金融界」という特徴をもつ伝統的な金融体制に対し、長期にわたる漸進的な改革に取り組んできた。

一 1979 ~ 1999 年：初期的改革段階

この段階における改革の主要な柱は以下の諸点である。

改革にあたっての全体的な考え方は、社会主義市場経済体制の構築に向けて、その必要事項を満足させることを基本的パラダイムとしていた。すなわち、高次の金融改革を行うための基礎固めを行うことであった。

改革の重点は、対症治療的改革を行うことを主としており、金融開放、所有権改革、企業管理など高次の改革に及ぶ項目は、あまり多くなかった。この時期の改革は、主に国家の意思と政策志向を体现しており、国有金融機構に対しては保護的政策をとる反面、非国有金融機構を軽視、甚だしくは排斥する政策がとられた。

これらの改革に要した短期的なコストは低いものであったが、しかし金融体系の全体的効率、及び金融危機の危険性が累積するという代価を要した。以下に、その具体的内容を記述する。

(一)「全国統一的な」単一銀行制度の打破

中国では、1984 年に「全国統一的」単一的銀行制度改革の第一幕があった。

まず、國務院の決定によって、中国人民銀行は、専ら中央銀行としての機能を担当するものとされ、各省における支店を撤収し、省（自治区）を跨ぐ形での支店網の再構築がなされた。次に、それと前後して中国農業銀行、中国工商銀行、中国建設銀行を設立し、これらが将来は国有商業銀行に革新されてゆくものとされた。さらに、中国農業発展銀行、国家開発銀行、及び中国輸出入銀行の三大政策性銀行を相継いで設立した。第四点として、引き続いて120 以上に及ぶ株式制の中小商業銀行を改組、または新

規に設立し、これによって都市部・農村地区における商業銀行体系を構築するとともに、その規範化を図った。第五点として、証券会社、保険会社、信託投資会社、財務会社、リース会社、抵当会社など、非銀行性金融機関の発展、及びその規範化が図られた。

(二) 単一的な銀行信用制度の打破

中国においては、1979年より、銀行の銀行信用制度の拡大を図ると同時に、商業信用、国家信用、株式信用、リース信用、国際信用など、多くの形式による信用制度の発展に力を入れた。それに伴って、株式、政府債権、企業債券、金融債権、譲渡可能な大口預金証書、商業手形、証券投資ファンド、株引受権証などたくさんの金融関連商品を登場させた。

(三) 画一的な間接金融市場の打破

1979年以降、中国では、引き続き間接金融市場の発展に力を注ぐほかに、直接金融市場の発展にも力が注がれた。1981年には、40億元の国債を発行し、これによって新しい債券市場の序幕が切って落とされた。1984年7月、北京天橋百貨会社の株式登記によって、中国における株式融資の先例が端緒につき、1990年12月と、1991年7月には、上海証券取引所と深セン証券取引所がそれぞれ正式営業を開始した。このことは、中国の直接金融市場を全く新しい段階へ発展を遂げさせることとなった。

目下、中国の株式は、主証券市場で取引を行うことが可能であること以外に、証券会社の業務を通して提供される取引空間においての譲渡を行うことも可能となっている。すなわち、人々の間で「三板市場（三つの取引市場）」と呼称されている取引空間であるが、これは、大企業の株式上場業務を行なう証券取引所だけではなく、専ら中小企業の上場業務を行なう、「中小企業株式の取引空間」も合わせて設立するという意図の基に設立されたのである。

(四) 画一的な直接金融管理方式の打破

1984年、中国人民銀行が専ら中央銀行の機能を担当することとなって以降、国際的に認知された間接的手段による金融コントロール方式の運用を開始した。例えば、預金準備金制度、手形割引、公開市場操作、利率の調整、中央銀行による資金貸出しなどの貨幣流通を調整する各種政策を通して、信用貸付規模、及び流通貨幣総量の調整を行った。これらによって、マクロ的な調整コントロール機能は、国家による計画指令方式から、徐々に直接コントロールと、間接コントロールを組み合わせた方式に変化を遂げた。

同時に、マクロ調整コントロールにおける中間的目やすとして、1994 年第三四半期より、貨幣供給量統計の監督指標体系が実行されるようになり、これによってマクロ調整コントロールにおける重要な指標は、貸付規模による指標から、貨幣供給量による指標へ変化を遂げた。直接管理方式と間接管理方式の組み合わせは、このようにして構築された。

(五) 画一的な金融市場価格体系の打破

1979 年以降、中国では金融市場における価格体系の構築が重視されることとなった。具体的な内容として次の諸点を指摘することができる。

(1) 利率の決定体系を確立し、それによって決定される利率の弾力性を増加させた。例えば、預金及び貸付利率の決定体系を確立すると同時に、割引手形を現金化する時の利率、金融機関相互における資金調達にあたっての貸付利率と債権利率の体系についても確立が企図された。あわせて、経済における実際上の必要に応じて、利率の幅と利率調整の水準を増大させ、利率計算の対象範囲も拡大し、さらに違約等による加徴利息制度についても開始された。このようにして、銀行に対して規定利率の基礎の上に、一定の割合で利率を変動させる権利が与えられた。

(2) 証券価格の決定体系が確立された。例えば、入札を行うことを通して下級市場における債券価格を確定させるようにした、すなわち市場における配当率、競争入札、オークションなどの方式によって株価を決定させることにしたことなどが挙げられる。

(3) 為替比率の決定体系を確立したこと。例えば1994 年1 月1 日より、複数の為替交換比率制度の並存が実現した。すなわち、市場取引状況を基礎として、一元的でよく管理された変動的为替比率体系が実行に移された。これによって、為替交換比率が、長期にわたって固定される状況に変化がもたらされた。

(六) 金融に関する法律・法規体系の整備

金融体制改革の不断の深化に伴い、金融に関する法律・法規体系の構築についても、徐々に重要項目として、議事日程に載せられるようになった。これによって、「中国人民銀行法」、「手形法」、「商業銀行法」、「保険法」、「会社法」、「証券法」、「担保法」、「信託法」などの金融に関連する諸法律・法規が相前後して成立実施された。

二 2000～2006 年：抜本的改革段階

この段階における改革の重要な特徴は、規範の実行と対症治療的改革を